

平成30年7月10日  
東京土地家屋調査士会  
研 修 部

## 地籍問題研究会 第22回定例研究会のお知らせ

このたび、日本土地家屋調査士会連合会より、「地籍問題研究会第22回定例研究会」  
(傍聴代金：3,000円・ただし、別添の「招待版」開催案内チラシを持参された場  
合は無料／懇親会費：4,000円)の開催について、別紙1のと通りの案内がありま  
した。

なお、当該研究会につきましては、「事前申込不要」とのことですので、  
傍聴を希望される会員におかれては、「招待版開催案内チラシ」を印刷・持参の上、  
直接会場に向かわれますよう、お知らせ致します。

また、出席された会員におかれては、会場で配布されるレジュメや資料の写しと  
ともに、別紙2の「参加申告書」を本会へ送付する方法をもって、土地家屋調査士  
CPDポイント(1ポイント/日)の付与申告をいただけますよう、お願い致します。

日 調 連 発 第 8 6 号  
平成 3 0 年 7 月 6 日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

地籍問題研究会第22回定例研究会の開催について（お知らせ）

この度、地籍問題研究会から、別添のとおり標記定例研究会を開催する旨連絡がありましたのでお知らせします。

今回の定例研究会は、開催地地元の愛媛県土地家屋調査士会、（公社）愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と共に、連合会も協力団体となっておりますことから、当日別添チラシを持参いただきますと聴講代金（懇親会除く）が無料となります。

つきましては、多くの会員の皆様に参加いただけるようご配慮のほどよろしく願いいたします。

なお、地籍問題研究会への入会の申込等に関しましては、これまでどおり同研究会事務局が窓口となっており、当該定例研究会当日においても受付で対応する旨聞き及んでおります。

また、同研究会の賛助会員になられていない土地家屋調査士会におかれましても、是非ともこの機会にご賛同の上入会いただき、運営にご協力を賜りたい旨、要請を受けておりますので、この旨申し添えます。

記

添付書類

- ・ 地籍問題研究会第 22 回定例研究会のお知らせ
- ・ 地籍問題研究会設立趣意書
- ・ 地籍問題研究会規約・役員名簿
- ・ 地籍問題研究会入会申込書（正会員・准会員用）
- ・ 地籍問題研究会入会申込書（賛助会員（法人・団体）用）

# 地籍問題研究会 第22回定例研究会のお知らせ

地籍問題研究会では、このたび、第22回定例研究会を下記の日程にて開催するはこびとなりました。

■ 日時 平成30年7月21日(土)13:00～

■ 会場 ひめぎんホール 多目的室(愛媛県・松山市)

■ テーマ 明治以降の土地制度から学ぶ登記所備付地図、建物所在図の有用性と必要性～愛媛からの発信～

協力:愛媛県土地家屋調査士会、(公社)愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会、日本土地家屋調査士会連合会

■ 12:30-13:00 受付

■ 13:00-17:10 地籍問題研究会・第22回定例研究会

13:00-13:10 挨拶及び趣旨説明

岡田潤一郎氏(日本土地家屋調査士会連合会会長)

## 講演

13:10-14:00 「地券・地租と奥書割印制度について」

報告者 藤原勇喜氏(当研究会監事)

14:00-14:50 「墓地の現状と土地法制について」

報告者 竹内康博氏(愛媛大学法文学部人文社会学科教授)

(休憩)

15:00-15:30 「地籍調査を効果的に利用した都市計画について」

報告者 中矢博司氏(松山市都市整備部交通戦略推進官)

15:30-15:50 「今後の法務局の地籍調査への協力について」

報告者 江口幹太氏(法務省民事局民事第二課地図企画官)

(休憩)

## 報告

16:00-17:00 「法14条地図作成事業等の活動報告」

公益社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

(16:00-16:20) 「道後地区14条地図作成事業の経済的成果」

(16:20-16:40) 「建物所在図作成作業の成果と提言」

(16:40-17:00) 「山間部地籍調査作業の報告と諸問題」

17:00-17:10 質疑応答等

### ◆傍聴について◆

本研究会につきましては、一般傍聴は資料代を含めて3,000円をいただきます。

**ご招待**

本らしをご持参の方1枚につきお1人、傍聴代金を無料にてご招待いたします。

※ただし、懇親会費は含まれません。

## ■ 懇親会

18:30～ ダイワロイネットホテル松山1階 イタリアンサルバトーレ  
(松山市一番町2丁目6-5)  
会費 4,000円(当日支払い)

## ■ 会場案内

ひめぎんホール 多目的室  
愛媛県松山市道後二丁目9番14号

### ●JR松山駅から

- ・伊予鉄市内電車(道後温泉行)で約15分  
南町・県民文化会館前で下車
- ・伊予鉄バス(道後温泉駅前行)で約20分

### ●松山市駅から

- ・伊予鉄市内電車(道後温泉行)で約10分  
南町・県民文化会館前で下車
- ・伊予鉄バス(道後温泉駅前行)で約15分

### ●松山空港から

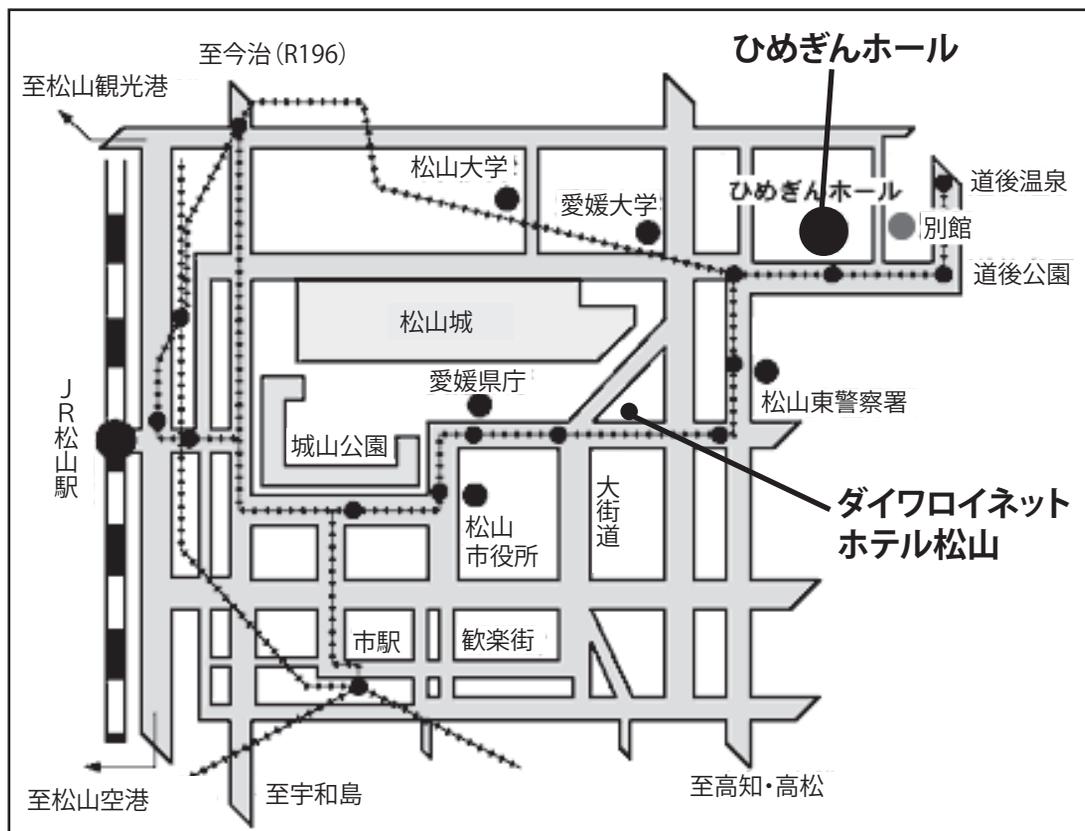
- ・伊予鉄バス(道後温泉駅前行)で約40分
- ・リムジンバスで約30分

### ●松山観光港から

- ・伊予鉄バス(道後温泉駅前行)で約45分
- ・リムジンバスで約35分

南町・県民文化会館前で下車

※駐車場 303台(地下91台、北84台、西120台)  
30分ごとに100円(大型200円)



### ※第23回定例研究会のご案内

地籍問題研究会第23回定例研究会は、下記の会場・日程で開催される予定です。

日時 平成30年12月1日(土)

会場 日本大学法学部三崎町キャンパス10号館(東京都・千代田区)

地籍問題  
研究会  
事務局

事務局長 岡田康夫(東北学院大学法学部准教授)  
事務局 171-8516 東京都豊島区南長崎3-16-6 日本加除出版株式会社  
電話 03-3953-5757(代) FAX 03-3953-5772  
電子メール makabe@kajo.co.jp(担当・編集部 真壁)

## 地籍問題研究会設立趣意書

古くは、7世紀の班田収授の法に遡ると言われる日本の地籍に関する制度は、明治維新以降、幾多の変遷を経て、今日では、不動産登記法によって体系化された制度として定着し、不動産にかかる権利の保全・利用・取引・流通・管理にとって最も重要な制度のひとつとして評価を得ています。

私たちの暮らしに不可欠な土地の毎筆の現状を正確に把握し、これを公示する制度は、それぞれの国の成り立ちや社会の発展過程と、密接に関係して形づくられてきたものであり、法秩序の安定とこの制度を利用するすべての人々の信頼を得て、はじめて有効に機能する仕組みであると言えるのではないのでしょうか。

私たちの生活する社会は、世界的な規模で繰り広げられている金融・経済活動と連動した高度に情報化が進んだ、絶えず変化する社会であり、あらゆる分野において、従来の仕組みを固定化してとらえることなく、将来にわたり、多くの市民にとって有効で利用しやすい仕組みはどうあるべきかを追い求める必要があると考えるに至りました。

地籍に関する研究に取り組むに当たっては、登記制度、登記実務、測量技術のみならず、土地法制や歴史・文化、生活環境、都市計画、農業・林業、不動産取引等、多岐にまたがる分野についての識見が必要となりますが、残念ながら、地籍を体系的に研究する分野については、その研究環境が整っているとはいえ、その研究成果も多いとはいえない状況にあります。

他方では、この分野に関係する人々が、学域・業域の枠組みを越えて、地籍に関する実務者とも連携ができる研究会を待ち望む声も数多く届いています。

このことを踏まえ、地籍に関する制度及びその環境の充実発展に資することを目的として「地籍問題」に関する調査・研究・情報発信の拠点として「地籍問題研究会」を発足させるものであります。

2010年10月

地籍問題研究会発起人一同

# 地籍問題研究会規約

## (名 称)

第1条 本研究会の名称は、「地籍問題研究会（以下「研究会」という。）」とする。

## (目 的)

第2条 研究会は、地籍に関する研究者、実務者その他、地籍問題に関心を持つ者相互の協力を図り、研究発表、情報交換等の場を提供することを通じて、地籍に関する研究の推進、実務の改善及び制度の発展に寄与することを目的とする。

## (活 動)

第3条 研究会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 研究報告会、講演会等の開催
- (2) 地籍に関する研究者及び実務者の育成及び支援
- (3) その他研究会の目的を達成するために必要な活動

## (事務局)

第4条 研究会の事務局は、東京都内で幹事会が定めるところに置く。

## (会 員)

第5条 会員の内訳は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 研究会の目的に賛同し、第3条の活動に恒常的に参加する個人であって、研究会からの配付物等を受けすることができる者。
- (2) 准 会 員 正会員の紹介若しくは研究会の案内に応じて、第3条の活動に参加する学生等の個人であって、研究会からの配付物等を受けすることができる者。
- (3) 賛助会員 研究会の目的に賛同し、幹事会の承認を得た研究会の運営に寄与する法人又は団体。  
なお、当該法人又は団体にあつては、研究会からの配付物等を受け、研究会の総会、研究報告会・講演会等に代表者2名以内の者を参加させることができる。

## (入 会)

第6条 研究会の会員となろうとする者は、事務局に入会申込書を提出するものとする。

## (会 費)

第7条 会員は、年会費を納めなければならない。

2 前項の年会費の金額は、それぞれを総会で定める。

## (役 員)

第8条 研究会に、次の役員を置く。

- (1) 幹事 20名以内
- (2) 監事 2名以内

2 監事は、他の役員を兼ねることができない。

## (役員を選任)

第9条 幹事及び監事は、総会において選任する。

2 幹事の互選により、代表幹事（以下「代表」という。）1名を選任するものとする。

3 代表は、幹事のうちから2名以内の副代表幹事及び事務局長1名を指名できるものとする。

4 事務局長は、研究会の事務を補佐させるため、事務局次長及び事務局委員を正会員のうちから指名することができる。

## (役員職務権限)

第10条 代表は、研究会を代表し、その会務を総理する。

2 副代表幹事は、代表の指示に従い代表を補佐し代表に事故があるときは、その職務を代理する。

## (役員任期)

第11条 役員任期は、当該役員が就任したときから第2回目の通常総会終結の時までとする。

(幹事会)

第12条 代表は、研究会の会務の執行にあたり、必要に応じ幹事会を招集することができる。

2 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数をもって決する。

(総会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 通常総会は、毎会計年度終了後3か月以内に開催するものとする。

3 臨時総会は、必要に応じて開催することができる。

(総会の招集)

第14条 総会は、代表が招集する。

(総会の構成員)

第15条 総会は、正会員及び賛助会員の代表者をもって構成する。

(議長)

第16条 総会の議長は、代表が務める。

(総会の権能)

第17条 総会は、研究会の運営に関する重要な事項について決議する。

(総会の議決)

第18条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(総会の議事録)

第19条 総会については、議事録を作成し、出席者の中から選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

(資産の構成)

第20条 研究会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄附金

(3) 活動に伴う収入

(4) その他の収入

(資産の管理)

第21条 研究会の資産は、代表が管理する。

(経費の支弁)

第22条 研究会の経費は、資産の中から支弁する。

(事業報告及び決算)

第23条 研究会の事業報告については、通常総会に報告しなければならない。

2 研究会の決算は、毎会計年度終了後、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、通常総会の決議を経ることとする。

(会計年度)

第24条 研究会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

(顧問・相談役)

第25条 代表は、幹事会に諮って、研究会の顧問及び相談役を置くことができる。

2 代表は、顧問及び相談役に対し、研究会の運営に関する事項について諮問を発し、又は助言を求めることができる。

3 顧問及び相談役の任期は、代表の任期と同一とする。

(規約の変更)

第26条 研究会の規約の改廃は、総会において行うものとする。

(その他)

第27条 本規約に定めのない事項については、幹事会の議を経て代表がこれを定める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成22年10月3日から施行する。

第2条 本研究会の設立当初の役員は、発起人総会で選任する。

【別記】 会費について

正 会 員 年7,000円

准 会 員 年2,000円

賛助会員 年 一口50,000円

## 地籍問題研究会 役員名簿

### 代表幹事

小柳春一郎 (獨協大学)

### 副代表幹事・事務局長

岡田康夫 (東北学院大学)

### 副代表幹事

鮫島信行 (鹿島建設顧問)

### 幹事 (50音順)

大場浩之 (早稲田大学)、大星正嗣 (土地家屋調査士)、小野伸秋 (土地家屋調査士)、  
鎌野邦樹 (早稲田大学)、川口有一郎 (早稲田大学)、草鹿晋一 (京都産業大学)、  
國吉正和 (土地家屋調査士)、齊藤広子 (明海大学)、清水英範 (東京大学)、清水 湛 (弁護士)、  
周藤利一 (明海大学)、外山春男 (全国国土調査協会)、藤井俊二 (創価大学)、  
山田明弘 (土地家屋調査士)、矢田尚子 (日本大学)、吉原祥子 (東京財団)、  
日本土地家屋調査士会連合会副会長 (研究所担当)

### 監事 (50音順)

林 亜夫 (明海大学名誉教授)、藤原勇喜 (藤原民事法研究所)

-----  

### 顧問

鎌田 薫 (早稲田大学)  
-----

### 事務局連絡先

171-8516 東京都豊島区南長崎3-16-6 日本加除出版株式会社内

電話 03-3953-5757 FAX 03-3953-5772

電子メール kikaku@kajo.co.jp (担当・企画部 真壁)

## 地籍問題研究会 入会申込書（正会員・准会員用）

申込書送信先 FAX 番号 03-3953-5772 地籍問題研究会事務局宛（日本加除出版株式会社内）

（いずれかにチェックしてください。）

- 私は、地籍問題研究会の目的に賛同し、その活動に参加するため、正会員として入会を申し込みます。  
 私は、地籍問題研究会の活動に参加するため、准会員として入会を申し込みます。

*(1) 氏名（ふりがな）	
*(2) 所属機関・勤務先	*(3) 役職・職業（学生の場合は、所属学科・学年）
*(4) 所属機関・勤務先の住所 〒	
*(5) 電話	(6) FAX
(7) 電子メール @	
*(8) 自宅住所 〒	
*(9) 電話	(10) FAX
(11) 電子メール @	
(12) 緊急時連絡先（携帯電話）	
*(13) 当研究会からの配付物の郵送を受ける住所 <input type="checkbox"/> 所属機関・勤務先 <input type="checkbox"/> 自宅	
(14) 当研究会からの連絡を受ける電子メール <input type="checkbox"/> 所属機関・勤務先 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他のアドレス → @	
(15) ご研究の概要（任意）	
紹介状（准会員用）	
私は、上記の者を、地籍問題研究会准会員として推薦いたします。	
正会員 氏名	住所

※楷書で丁寧に御記入の上、FAXにて御送信ください。

※\*印は、必須事項です。必ず御記入ください（電子メールについても、お使いの方は必ず御記入をお願いいたします）。

※御記入いただきました個人情報、地籍問題研究会の連絡以外の目的には一切使用いたしません。

※お問合せ先電話番号 03-3953-5757 日本加除出版株式会社（担当:企画部 真壁・朝比奈）



C P Dポイント付与に係る  
参 加 申 告 書

※ 参加後に、本紙をもって、東京土地家屋調査士会まで、C P Dポイントの付与申告を行ってください。

東京土地家屋調査士会 御中

下記のとおり研修会等へ参加しましたので、土地家屋調査士C P Dポイントの付与を申告します。

記

平成 年 月 日

印

研修会等の名称	
講師名※1	
参加日時	
開催場所	
添付書類※2	
備考	

※1 講師不在の場合は未記入、講師が複数いる場合は主な講師名ほか●名と記入（日調連太郎ほか2名）

※2 会場で配布されるレジュメや資料の写しを添付する必要があるため、その名称を記入してください。

※3 研修会によってはポイントの対象外となることがありますので、ご了承ください。